

地方公共団体の個人情報保護対策等について

平成17年6月14日

総務省自治行政局

地方公共団体における組織的・総合的対策の推進

行政手続オンライン化等電子自治体の進展に伴い個人情報保護等情報セキュリティ対策が最優先課題に。各団体においては制度（個人情報保護条例等）の整備及び組織的・総合的なセキュリティの管理（マネジメント）及び監査が最重要課題に。

個人情報保護条例等の制定・見直し

個人情報保護条例等の制定

住民の権利利益の保護のため、全団体が個人情報保護条例を制定することを要請（2003年2月26日通知文書）

制定状況(2005.4.1現在)

市区町村の97.9%(2,368団体)が条例を制定
都道府県、指定都市、特別区は全団体が制定

個人情報保護法制を踏まえた個人情報保護条例等の制定・見直しを要請

(2003年6月16日通知文書)

制定・見直しの留意点

- ・ 保護対象の手作業処理(紙文書)への拡大
- ・ 自己の個人情報の開示等
- ・ 外部委託に関する規制
- ・ 罰則の検討

情報セキュリティポリシーの策定及び監査

情報セキュリティポリシーの策定

全団体が情報セキュリティ対策の基本となる情報セキュリティポリシーを策定することを要請(2003年2月26日通知文書)

策定状況(2005.4.1現在)

都道府県 100.0%(47団体)
市区町村 92.5%(2,236団体)

情報セキュリティ監査の実施

今後、情報セキュリティ対策の実施状況のチェック・改善のための情報セキュリティ監査を重視

地方公共団体向けの「情報セキュリティ監査ガイドライン」を策定(2003.12.25)

実施状況(2004.4.1現在)

都道府県 36.2%(17団体)
市区町村 11.9%(370団体)

個人情報保護法の施行に係るスケジュール

平成15年

平成16年

平成17年

個人情報の保護に関する法律
(5月23日成立)

第1章～第3章

- ・目的 ・基本理念
- ・国、地方公共団体の責務
- ・国、地方公共団体の施策
- ・基本方針の作成

(民間分野)

第4章～第6章

個人情報取扱事業者の義務等

5月30日

公布
施行

施行令

12月10日

個人情報保護に関する基本方針
(閣議決定)
4月2日

個別分野の格別の措置等の検討

H17/4/1

施行

公布後2年以内
(政令で定める日)

公布

政令

12月10日

事業等分野のガイドライン

個人情報保護法制の体系イメージ

個人情報のIT処理は、公的部門・民間部門を問わず、また、業種等を問わず進展。

他方、公的部門、信用、通信等の特定の分野についてはそれに相応しい法制を整備

一般法と個別法等を束ねる基本法制の体系を整備

個人情報保護関連五法

個人情報の保護に関する法律（基本法と民間部門の一般法）

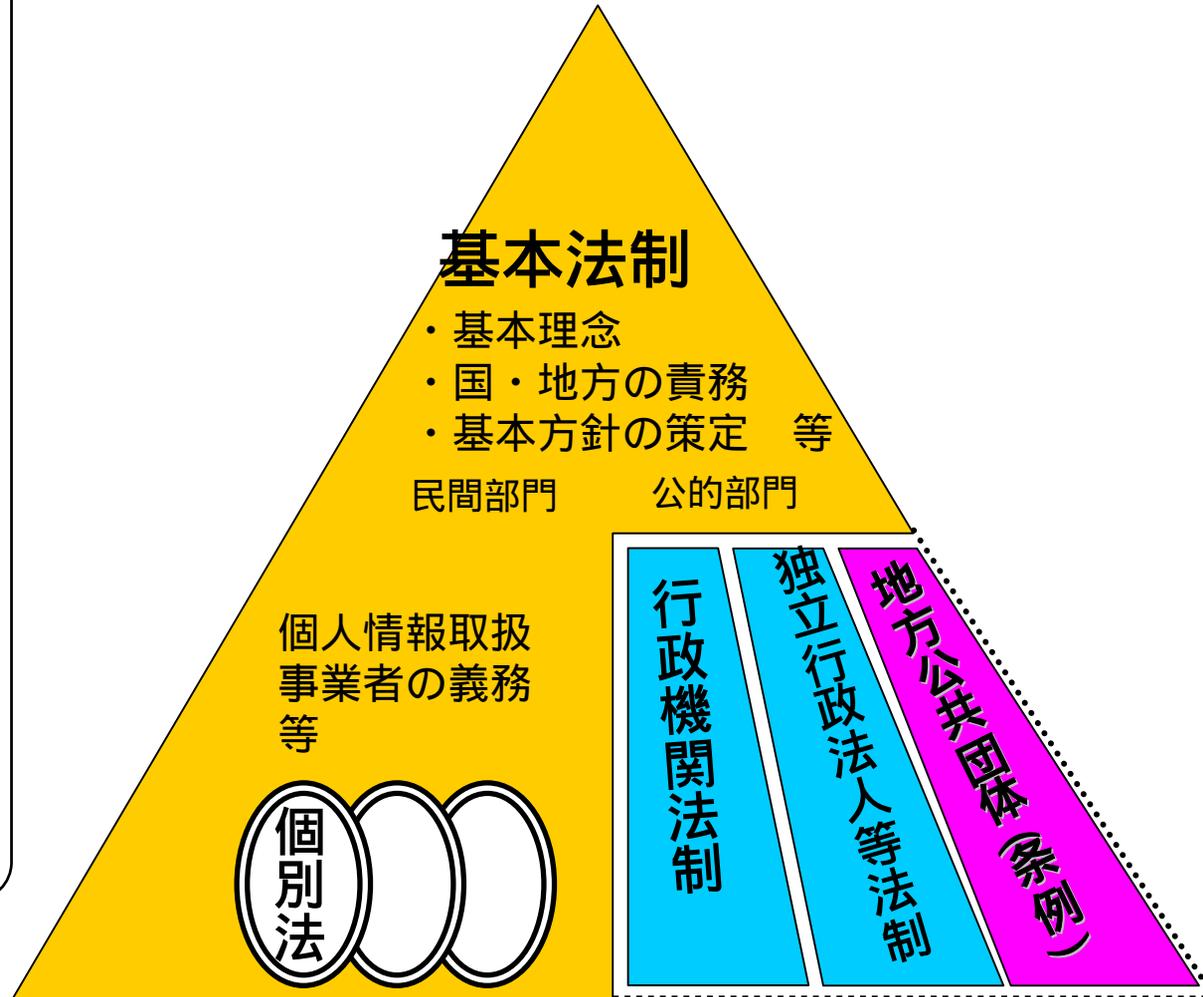
以下、公的部門（国の行政機関等）

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律

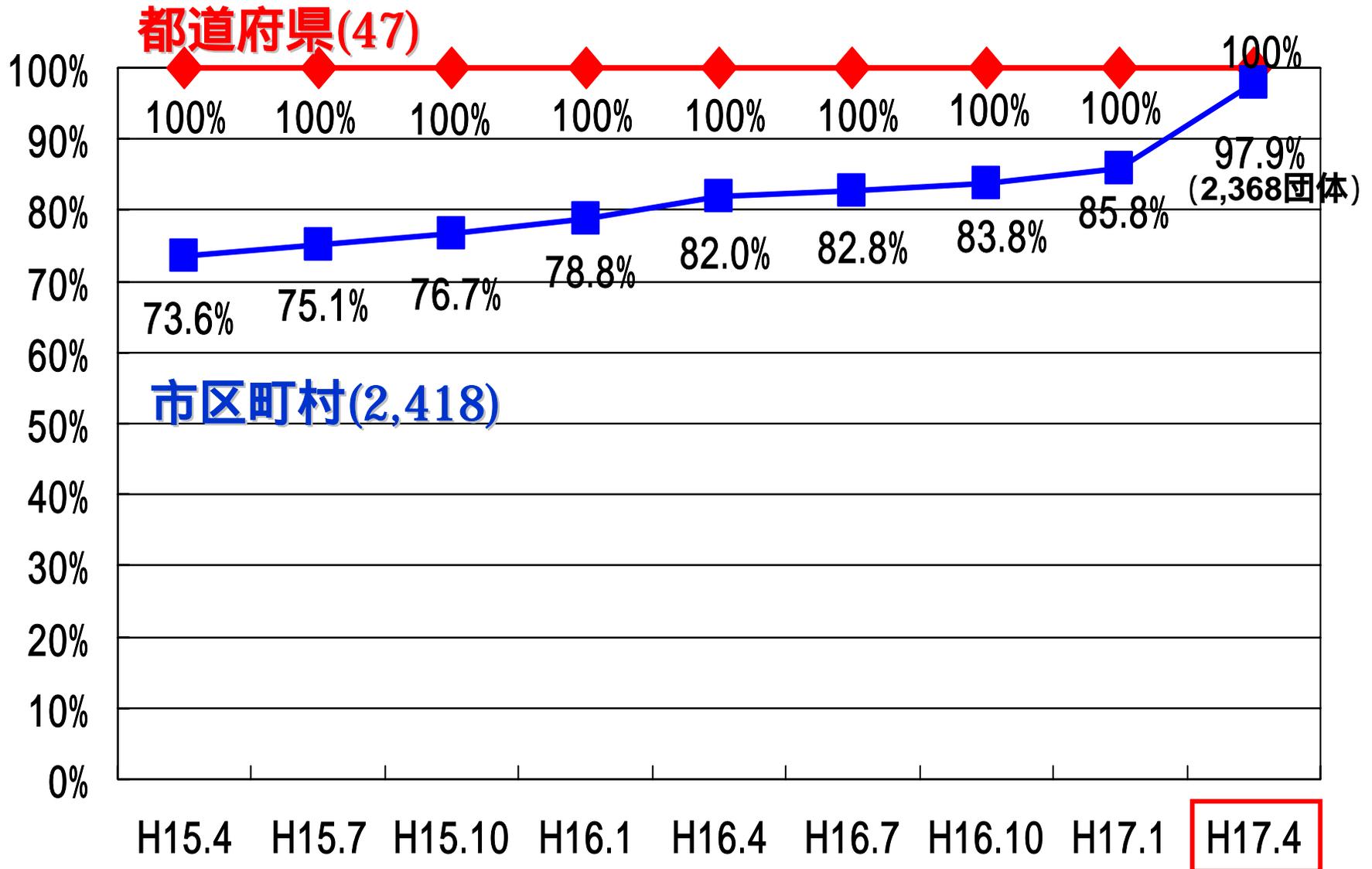
情報公開・個人情報保護審査会設置法
行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律

地方公共団体、地方独立行政法人等は条例



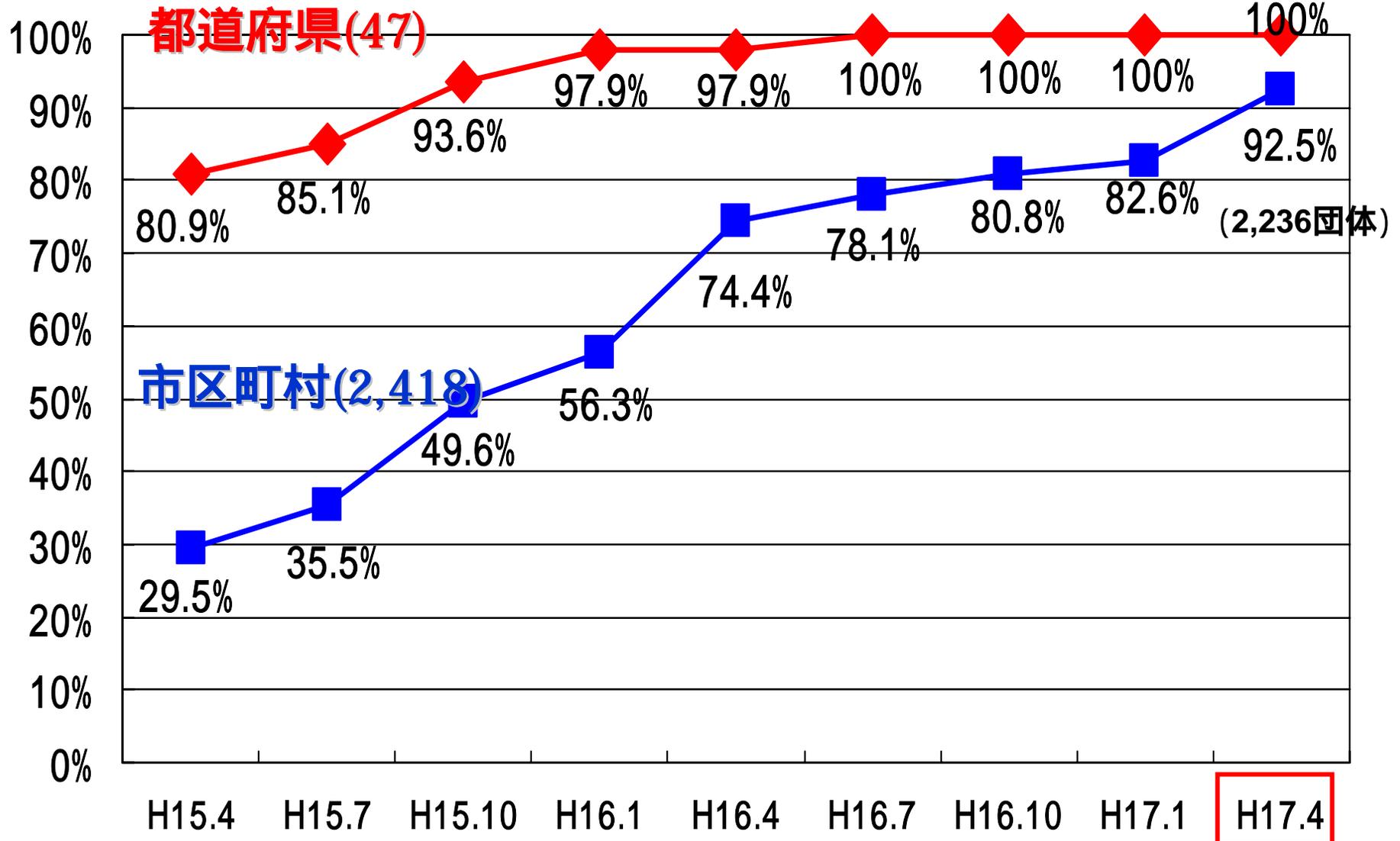
個人情報保護条例の制定状況

(H17.4.1時点調査)



情報セキュリティポリシーの策定状況

(H17.4.1時点調査)



地方公共団体が扱う個人情報について

地方公共団体が扱う個人情報の例

項目	具体例
住民基本台帳	氏名、住所、生年月日、性別
戸籍	氏名、住所、生年月日、続柄
印鑑登録	氏名、住所、印影情報
国民健康保険	氏名、住所、生年月日、受診歴、所得、勤務地、保険証番号
国民年金	氏名、住所、生年月日、所得、年金証番号
介護保険	氏名、住所、生年月日、所得、ケア歴
税	氏名、住所、所得、勤務先、家族構成、不動産、他の保有資産
学校教育	氏名、住所、電話番号、学業成績
上下水道	氏名、住所、電話番号、上下水道使用料
公営住宅	氏名、住所、電話番号、家賃、所得
公立病院	氏名、住所、病歴、身体的特徴
図書館	氏名、住所、電話番号、貸出書籍歴
警察	氏名、住所、生年月日、犯罪歴、保有免許、車両情報

機微(センシティブ)な個人情報の例

【思想】思想、信条、宗教など

【社会的差別の原因】人種、民族、本籍地詳細、身体・精神障害、犯罪歴など

【団体行動】勤労者の団結権・団体交渉権に係る情報など

【政治的権利】集团的示威行為への参加情報、請願権の行使に係る情報など

【心身】体力、健康状況、身体的特徴、病歴など

【財産】

所得、保有財産、納付税額など

個人情報保護に関する世論調査 (内閣府 平成15年9月～10月実施)

最近個人情報の利用に関するプライバシー侵害が増えたと思うか。

そう思う(62.7%)、そうは思わない(20.8%)、わからない(16.5%)

コンピュータ利用によるプライバシー侵害が将来どうなると思うか。

多くなるだろう(82.2%)、変わらないだろう(7.1%)、減るだろう(1.0%)

行政機関や民間事業者の個人情報の取扱いに対する不安

- ・自分の情報がコンピュータのミスによって間違っ
て処理されているのではないかと 58.4%
- ・自分の情報が承認した目的以外に利用されているのではないかと 66.0%
- ・自分の情報が本人の承諾なしに漏らされているのではないかと 69.0%
- ・自分の知らない間に自分の情報が集められているのではないかと 61.4%

地方公共団体が取り組むべき個人情報保護対策

- ・地方公共団体が自ら取り扱う個人情報を保護するための条例等を整備する 52.1%
- ・個人情報の取扱いに関する職員への研修や指導監督を強化する 47.6%
- ・個人情報保護に関する相談のための機関・施設を充実する 43.1%
- ・コンピュータへのアクセス制限を設けるなど安全保護措置を強化する 42.7%

等

自治体のシステム等の変遷と個人情報への脅威について

自治体の情報システムの変遷

従前のシステム

大型汎用機を用いたレガシーシステム
システム間の連携のない、スタンドアローンのシステム

現在の動向

大型汎用機から小型サーバへと移行、システムのオープン化
ネットワーク化、データ標準化により各業務システムが有機的に連携
ただし、データベースは各業務システムごとに置かれ、必ずしも統合されていない

将来像

EA(エンタープライズ・アーキテクチャ)による全体最適化、データベースの統合化
次世代地域情報プラットフォームによるWebサービス連携機能構築

情報の記述方式の変遷

アナログ・紙データ

デジタルデータ

データの標準化

業務効率化の一方で、**個人情報への脅威は増大**